

新しい法律のご案内

- マイナンバーが始まります — 何のための制度か、どんな問題があるか — …… 1 頁
- 「労働者派遣法」が改正されました …… 2 頁
- 所員だより …… 4 頁

マイナンバーが始まります — 何のための制度か、どんな問題があるか —



弁護士
松森 彬

1 「マイナンバー」(個人番号)とは

マイナンバーは、外国人を含め、日本で住民登録をするすべての人に割り当てられる12桁の番号です。正式には「個人番号」といいます。平成27年10月から「通知カード」の送付が始まっており、11月末までに通知が終わる予定です。

法律の名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といいます。社会保障と税務などに使うためとして制度化されましたが、今後、利用が拡大されて、かつて議論があった国民総背番号制になるのではないかの懸念もあります。法律は平成25年5月に成立し、国民の多くは内容をよく知らないのですが、平成27年10月に施行されました。

個人番号は、本来他人に教えるべきではないものですが、勤務先には知らせる必要があります。それは、会社が給与の源泉徴収票や健康保険の書類に従業員の個人番号を書く必要があるためです。

また、番号を知らせる封筒のなかに「個人番号カード」の申請書が入っています。

「個人番号カード」は身分証明書などに使えますが、申請を希望するかないかは任意です。

2 何のための制度か

総務省は、「マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国や自治体が持っている個人の情報が同一人の情報であることを確認するために利用される」としています。もともとのねらいは、税金を公正に集めたり、年金を配ったりするために個人の所得を正確につかむことにあります。制度のメリットとしては、脱税を防いだり、年金の不正受給を防ぐことに役立つと言われます。ただ、一般の人にとっては、引越や生活保護申請のときに役所に出す書類が少し省けるという程度ですので、日常的にはこのような制度がなくても困らないといえます。

3 問題は3つあります

第1は、番号が漏れて悪用されることの懸念です。アメリカや韓国では既に番号の大規模流出が発生し、本人になりすまして買い物がされたり、不正に税金の還付申告をされたりする犯罪が頻発しています。日本でも平成27年6月に年金機構から約125万件の個人情報流出するという事件がありました。情報の漏えい、流出の危険を否定できません。

第2は、プライバシーを国に一方的に把

握されないかとの不信、不安です。法律が施行される前の平成27年9月に早くも法律の改正が行われ、3年後から本人同意を条件に銀行口座の情報と番号を結びつけることになりました。また、健康診断や予防接種の記録も番号と結びつけることになりました。国民の財布の中身や健康状態を国のぞき見できる不安があります。弁護士会は、個人情報流出すると取り返しがつかないことから利用範囲の拡大に反対しています。医師会も、個人情報の保護の観点からマイナンバーとは異なる医療専用のIDを提案しています。

第3は、マイナンバー制度には高額な費

用がかかることです。システムの設置に2000億円以上、その後、維持・管理に毎年200億円以上の費用がかかります。

国によって制度はさまざまです。ドイツでは裁判所が国民総背番号制は憲法違反であるという判決を出しており、個人の番号は税務関係だけで使われています。アメリカでは社会保障番号があり民間でも幅広く利用されていますが、戸籍や住民票の制度がなく、必要性が日本と相当に異なります。

今後は拙速に制度を拡大するのではなく、本当に拡大が必要か、また、弊害の防止ができていくかを慎重に決めていくことが必要です。

「労働者派遣法」が改正されました



弁護士
高江 俊名

平成27年9月、労働者派遣法（以下、派遣法）が改正され、同年9月30日から施行されています。今回の改正では、派遣期間に関する規制などの面で、事業者にとっても派遣労働者にとっても影響が及ぶ重要な改正がなされています。改正された派遣法について、特に重要と思われる内容を取り上げてご紹介します。

1 派遣期間に関する改正

(1) 改正前の内容

改正前の派遣法では、派遣先事業者が派遣労働者を受け入れることができる期間は、専門的な業務の場合は別として、同一の業務について最長3年までと定められており、それを延長することはできませんでした。ここでの3年というのは、派遣先事業者のほうから見て3年であり、派遣元事業者や

派遣労働者が変わっても、派遣先事業者は、同一の業務については合わせて3年までしか派遣労働者を受け入れることができませんでした。これは、逆に派遣労働者のほうから見れば、派遣された業務について、例えば先に別の派遣労働者が2年半派遣されていた場合は、その業務に派遣されて働くことができるのは半年まで、ということになります。ちなみに、「同一の業務」というのは、「係」や「班」レベルのものが想定されていました。

(2) どのように変わったか（改正後の内容）

今回の派遣法改正では、この派遣期間の上限規制について、次のように改正されました。

まず、派遣先事業者においては、同一の事業所において派遣労働者を受け入れることができるのは原則3年ですが、派遣先の従業員の過半数代表者からの意見を聴取すること等を条件に、その期間を3年ごとに延長できるようになりました。

そのうえで、派遣労働者から見た場合の期間制限の規定が新たに設けられました。具体的には、派遣労働者が派遣元事業者において有期雇用されている場合、その派遣

労働者を派遣先事業者の同一の組織単位に派遣できるのは最長3年までとされました（派遣元で無期雇用されている場合は、期間制限はありません。）。ここでいう「同一の組織単位」とは、「課」レベルの単位が想定されているようです。

これらの改正により、派遣先事業者としては、従業員の過半数代表者からの意見を聴取する等の手続をふめば、一定の業務について、派遣労働者を入れ替えることで派遣労働の受け入れを継続的に行うことができるようになったといえます。その意味で、この点では、派遣労働についての規制が緩和されたものといえます。

(3) 派遣期間制限のなかった専門的業務も同様に

他方、これまでの派遣法では、「専門的業務」として定められた26種類の業務については派遣期間の制限がありませんでしたが、今回の改正の結果、「専門的業務」の区分は廃止され、これまで派遣期間制限のなかった業務についても、上記(2)と同様の期間制限が適用されることになりました。

この「専門的業務」として定められていた業務の中には、通訳やアナウンサーといった業務だけでなく、「事務用機器等操作」や「文書の整理・保管」、「建築物清掃」などの業務も含まれており、派遣労働者全体の約4割がそうした「専門的業務」に従事していると言われています。

この「専門的業務」に関しては、派遣期間を規制する方向での改正がなされたこととなります。

2 派遣元事業者による雇用安定措置の実施義務

今回の改正法では、上記の派遣期間に関する改正と併せて、派遣労働者の保護の観点から、派遣元事業者に対し、派遣労働者の雇用を安定させるための措置を実施する義務が定められました。

具体的には、派遣労働者が派遣先に1年以上継続して派遣される見込みがある場合は、派遣終了後の雇用を継続させるために以下のような措置を講じることが必要です。

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな派遣先の提供
- ③派遣元事業者による無期雇用
- ④その他、有給による教育訓練などの措置

この派遣元事業者による雇用安定措置の実施は、原則として「努力義務」とされていますが、派遣先に継続して派遣される見込期間が3年間に及ぶ場合は、「努力義務」より強い「義務」となります。この期間の見込については、例えば、派遣契約において派遣期間が3年間と定められていれば、その見込があるものと判断されます。派遣期間が1年と定められていても、更新を重ねて3年目に入れば、更新された段階で見込があるものとなります。

3 労働契約申込のみなし制度

派遣法は、3年前の平成24年にも改正がなされていますが、その際の改正事項の中で、施行を3年先に先延ばしされていた規定がありました。それは、「労働契約申込のみなし制度」と呼ばれるものです。この制度が、今回の改正法の施行とともに平成27年10月1日から施行されています。

この制度は、派遣法による規制に反して違法な派遣行為がなされていた場合に、派遣先において、派遣労働者に対して労働契約の申込をしたものとみなし、派遣労働者が派遣先で直接雇用されることができるようにするものです。事業者による違法な派遣行為を防止するとともに、派遣労働者の保護を図る趣旨により定められました。

4 改正法は雇用の安定につながるか？

今回の改正は、派遣労働者の雇用を安定させるために、派遣労働者の保護の強化を図るという面もありますが、派遣を受ける事業者の側から見れば、派遣労働者を入れ替えることで派遣を使い続けることができるようになるため、運用次第では、逆に不安定な非正規雇用が拡大するのではないかと懸念されています。

事業者においても労働者においても、改正法がどのように運用されていくかについて注視する必要があります。

初めての子育てを満喫しています

弁護士 柳本千恵

今年7月、第一子長男を出産しました。初めての子育てに右往左往しながらも、わが子のいろいろな表情や仕草に目を細めずにはられない毎日です。

そんな中、ある育児本に、多くの親は赤ちゃんの脳の可能性を7割も引き出せていない、という記述がありました。本当かなと思いつつも、影響されやすい私は、息子に少しでも多くの刺激を与えようと、1時間以上かけて家の近所を散歩することを日課にしています。

今の自宅に住んで3年になりますが、改めて近所を散策してみると、自宅のすぐ近くにも、まだ行ったことのない楽しそうなお店やスポットがたくさんあることに気がきます。ふらっと立ち寄った花屋で鉢植えの小さな花を買ったり、おいしそうなパンを買ったり、私も楽しみながら散歩しています。

家の裏の公園にも初めて行きました。バラ園があり、日中は親子連れでにぎわっています。息子がもう少し大きくなったら息子と何をして遊ぼうかと想像を膨らませています。

初めての子育ては分からないことばかりで、里帰り出産のために帰省していた実家から大阪に戻った頃は少し疲れたりもしましたが、気付けば、私こそ息子からたくさん刺激をもらっていたようです。これからは、息子と一緒に、身近なところに楽しみを見つけながら、貴重な子育ての時間を満喫したいです。

事務局だより

「湧き水」

大浜愛子

親戚の家で頂くコーヒーがいつも美味しいので理由を尋ねたところ、湧き水を使っているということでした。私も湧き水で美味しいコーヒーをいれてみたいと思ったので、大阪府河内長野市にある「行者湧水」という場所にお水を頂きに行きました。ここの歴史は古いそうで、金剛山で修行する行者さん達がこの水で力を得て苦行を乗り越えたそうです。協力金の500円が必要ですが、取水制限はないので、皆さん、たくさんペットボトルやポリタンクを持ってきておられました。私もポリタンク2個を持って行きました。早速、このお水でコーヒーをいれ、ご飯を炊いてみました。どちらもとても美味しかったです。次回は、また別の湧き水スポットに行ってみようと思います。

「その後・・・」

田村まゆか

- ①韓国語は、今年3月に10年間皆勤で通った講座を卒業しました。今は独学でラジオ講座を中心に勉強しています。街中で道に迷っている韓国の人を何度も中津にある空中庭園にご案内し、それが実践となっています。
- ②合唱は、来年3月5日・6日と長岡京市で開催される東北復興祈念演奏会に出演し、5月29日(日)には京都コンサートホールにて、テ・デウム他を歌います。
- ③古切手の回収は、今も続けています。記事を読んで下さった方から、古切手をいただいたりしています。ありがとうございます。
- ④編み物は、同僚の弓場さん、柳本弁護士も巻き込み、『あみ〜プ』という名称で昼休みを中心に活動しています。名誉顧問は大浜さんです。
- ⑤帽子の季節が来ました！今年の私は自作の帽子♪自作のマフラー♪です。

「私の楽しみ」

弓場 梓

昨年の8月に無事長女を出産し、今年の4月から仕事に復帰いたしました。毎日、家族や事務所の皆様に支えられながら、慌ただしく過ごしています。復帰してからは、仕事の合間に家事や子どもの世話をこなすため、毎日があっという間に過ぎていきます。

自分の趣味に割く時間もあまりありませんが、唯一楽しみにしているのが料理です。産休中は、塩こうじを仕込み、お漬物など作りました。あと6月頃に梅酒も漬け込みました。梅干しは手間がかかるので断念しました。最近、寒くなってきたので、お正月に向けて白味噌を作ろうと目論んでいます。子どもが小さいうちは、なかなか自分の時間がとれませんが、まめに楽しみを見つけたいと思っています。

● 松森・高江法律事務所 ●

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階 TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372

【弁護士】松森 彬・高江俊名・柳本千恵

発行：松森・高江法律事務所
(2015年11月)